

廿日市市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定により設置する総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

（構成員）

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第 3 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると認めるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（意見聴取）

第 4 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 5 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（傍聴）

第 6 条 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第 7 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

（事務局）

第 8 条 会議の事務局を分権政策部経営政策課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。